

合衆国はなぜ合州国と書かないのか

斎藤 毅

約條

亞墨利加合衆國と帝國日本兩國

此人民誠實不朽の親睦を以て

兩國人民の交親を旨とし白邊守

守と條相立ひ為合衆國より全權

マテユカレブレト(ルリ人)を日本に差遣し

日本君より冷權林大學頭

井戸對馬守伊澤義作守鶴殿

民部少輔を差遣し一教諭を信し

て雙方より通取極む

第一條

日本と合衆國と其人民永世不

われわれは、今日、米国のことを正式にはアメリカ合衆国と呼んでいるが、これはthe United States of America の訳であるといふ。最近の研究社の新英和大辞典をみても、このことばの訳語として、

(アメリカ) 合衆国、米國 (五〇州、District of Columbia、その他の領土 (Puerto Rico, Guam, Samoa, Virgin 諸島 Panama Canal Zone など) から成る共和国) ……形は複数であるが通例単数として扱われる。

とある。今日では、合衆国、というのには、多くのひとがthe United States (of America) の直訳語であると信じて疑をさしはさまないが、もし原意を忠実に訳するならば、アメリカ連邦とか、アメリカ合州国とでも誌せばよさそうなものを、なぜ、合衆国と書いたのであるうか。嘉永七年(安政改元)の日米和親条約正文に、すでに、亞墨利加合衆國と誌されているのであるから(図版参照)その後の多くの日本人が疑をさしはさまなかつたのも当然であろう。だが考えてみれば、不思議である。目ぼしいアメリカ史の著作物を調べてみたが、その由来を説明したものには出会わさなかつた。念のため

めに、高木八尺先生にもおたずねしてみたが、この意味についてはまだ考えてみたことがないというお話であった。わたくしも、まだ確定的な結論は出せないでいるが、このことは、いつごろから使われはじめ、なぜそう書かれたかについて、多少調べてみたので、こうでもあらうかという臆測を開陳して大方の教示を得ることにしたい。

一

米国に関する知識が、比較的にまとまった形で東洋に紹介されたのは、清の魏源の撰した「海国図志」という世界地誌によってであるが、この書物の根底をなしているものは、例の「大美聯邦志略」^{咸豐十一年}一八六一年刊入請、特二ノ一六一八ノの著者として高名な Bridgeman, Elijah Coleman (1801—1861) (米国マサチューセッツ州出身の宣教師、中国名儀来・哲高理・文禱治文) が、新嘉坡の堅夏書院で撰した英文の世界地誌であつて、それを清の林則徐が道光十八年(一八三八年)に漢訳し「四州志」五十巻と名づけて公刊したものである。ついで、道光二十二年(一八四二年)清の魏源が、この四州志を、歴代の史志、明以後の島志・西洋人の地誌地図によって増補し「海国図志」^{卷六十}と名づけ揚州で出版した。これは、咸豐二年(一八五二年)に、同じ魏源により百巻本に増広され出版され、今日に伝わっている(益)日本で、嘉永年中に多く出された和刻本はすべて六十巻本に拠っている。

日本では、この書物は、旧幕最後の天保禁書の厄に遭つたといわれ、嘉永三年に渡来した三部は御禁制の文句があるとの廉で蔵囲いとなり、さらに嘉永六年に渡来した一部も前回と同じ処分を受けた

といわれている。ついで嘉永七年(安政改元)に十五部舶載されたものは、御用部数を除いて、八部が買請人の手から一般市場へ出たという(註三)この年は、米使ペリーがはじめて浦賀に來航した翌年にあたつており、あたかも、日米和親条約締結の年であつた。したがつて、朝野を問わず、アメリカについての精確な知識が最も強く要求された時代であつた。そのためでもあらうか、海国図志は、アメリカ誌の部を単独に、また、他の部分と同じシリーズの一部として、堰を切つたように多数の和刻本が出版された(註三)

「海国図志」は、魏源の叙にも誌されているように、従来の地誌類が中国人の著述を主としているのに反して、これはむしろ「西洋人を以て西洋を談らしめたものであり、夷を以て夷を攻むるために作つたもの」であり、文献博搜のうえに立つたきわめて客観的な編輯となつている。

今、この書物のなかに現われているアメリカの国号や称呼の中華語訳を探ってみるに、編輯者の客観的立場を反映したためでもあらうか、きわめて多種であり多様である。中国人が当代までに使用してきた称呼が、ことごとく採録してあるといつても差支えないほどに数多くの呼び名がみられる。

ひるがえつて、その事情を、アメリカの側から、眺めてみると、the United States of America という国名が、はじめて文献のうえに姿を現わしたのは、独立戦争初期の一七七六年のブルックリンの戦鬪の記録においてであるが(註四)それが、正式な国号として採用されたのは一七八一年に承認された「連合規約」(Articles of Confederation)の第一条においてであるといふ。

しかし、独立戦争初期のカナダ遠征の際、「大陸會議」(Conf.

mental Congress) がカナダ人捕虜の釈放を決議したときには、the Republic or Federal Union of North America という公称を用いており(五五)植民地時代から多く用いられてきた Commonwealth に代わって Republic という呼び方がよりやく有勢になりつつあった。他方、Democracy ということは、どちらかといえば衆愚政治という感じからあまり使われず、十九世紀に入って、ジャクソン大統領 (A. Jackson 1767-1845) 時代になった頃から、人民主義、民主的代議制度という意味を含ませて、よりやく使われるようになったという。

魏源の「海国図志」が世に出たのは、アメリカの正式の国号が決まってから、すでに五十年以上経過した時代であるから、the United States of America という呼び名も、世界的にひろく知られ、その中国訳も当然採録されていたわけである。

そのことを端的に示す箇所を掲げると、つぎのような文章がみられる。

弥利堅国即育奈士迭国原総記本

案粵人称曰花旗国、其实弥利堅、即墨利加又作美理哥、乃洲名、非国名也、西洋称部落、士迭、而弥利堅無国王、止設二十六部頭目、别公举一大頭目總理之、故名其国育奈士迭国、訳曰兼撰邦国、育奈士迭者、華言總理部落、非地名也、夷図及貿易通志謂之兼撰邦国、又曰聯邦国、

育奈士迭国、華言合衆国也、所稱花旗又曰弥利堅、在亞美里加州

北區之中、

*「育奈士迭」は united states の華音。

* 辭源によると、兼は「并也。謂分者而合之於一也」「撰は「取斂也」

「兼也。代也」「管轄也」とあり、晉書の「總撰百撰」を引用して

いる。

つぎに、問題の合衆国(合眾国)は一応後廻しとし、清版海国図志および和刻本海国図志のなから、それ以外の称呼を拾って整理してみると、つぎのように分けることができる。

A 所属する洲名 America を華音で表わしたもの

弥利堅 弥利堅国 美理哥 美里国 米利堅 默利加 墨利加 米利幹 美理格 亞美利羅 亞美里加

B 広東における星条旗の俗称を国名としたもの

花旗国

* 国訳本のひとつである正木篤「墨利加洲沿革総説・美理哥国摺記補輯 和解」に、その由来を説明してつぎのように述べている。

「万国地理全図集に曰く、花旗国一に兼撰邦国といふ、船の星旗を挿むに因て広東の人これを花旗といひ亦これを称へて米利堅といふ、皆一國を指すなり」

C 国号 the United States を華音で表わしたもの

育奈士迭 育奈士迭国

*正大篇前掲書に「弥利堅は即ち墨利加特に訳音の転なり其国は育奈士迭国となす土迭とは部落のこと育奈とは総撰部落といふこと西人あるひは訳して兼撰邦国といひ、或は訳して合省国といふ、また皆地名にあらず」とある。

*同じく国訳本、広瀬達「亜米利加総記」には、「育奈士迭国ハ寛政元年ヨリ会議シテ始テ育奈士迭国ヲ立テ……」とみえ、英語をオランダ式に発音している。

D 国号 the United States を華意にはん訳したもの

兼撰邦国 兼撰列邦 聯邦国 總理部落 合省国

*以上のほか和訓本には、総撰部落 兼撰国 合同国 美理哥合省国などがみえている。

*聯邦国は、むしろ Federal; Union; Confederation の訳となすべきかもしれなく。

E 米国の政体を表わしたものと

共和政治国 会治国

*右は、国訳本のひとつ林強「北米利堅合衆国考」(春雨楼叢書卷之十八所収、国立国会図書館蔵、写本)に「合衆国兼撰邦国、合同国、共和政治、会治国等ノ名アリ、近時歐羅巴人、此合衆国ヲ称シテ直ニ米利幹ト云フ」とあるによつた。

合衆国という称呼は、海国図志のなかでは、その引用文献である「地球略説」および「地里備考」のなかにだけみられるようであるが、命名の由縁についてはまったく触れられていない。わたくしは「合衆国」という呼び名は、右の分類中のEの範疇に属し、共和政治国とか会治国とかと同様に、米国の政体に由来するものであると仮定するものであるが、それを論証するよりも前に、ここでは、海国図志(和刻和訓本を含めて)以外の文献のなかから、アメリカ合衆国の称呼をさらに拾ってみて、これを年代順にならべてみよう。

共和政治州(注六)
〔箕作省吾「坤輿図識」一弘化二年(一八四五年)〕

北米里堅合同国 北米利幹共和政治ノ諸州
〔箕作省吾「坤輿図識補」一弘化三年(一八四六年)〕

米利堅合衆国 亞墨理駕合衆国

〔徐継畚「瀛環志略」一道光二十八年 平井正和訓本 一文久元年(一八四八年)〕

合衆議定ノ国 合衆国

〔Prinsen, Pieter Johannes 著 杉田玄端訳「地学正宗」一嘉永元年(一八四八年) 識語〕

列国一統 合国 合教国 系維邦国

〔Medhurst: An English and Chinese Dictionary, Shanghai, 1847—1848 < call. No. 62—65 >〕

フエニラアスィラ
聯邦 国 大美聯邦

（裨治文「大美聯邦志略」一八六一年 威豐元年 纂作阮甫和訓本 元治元年 一八六四年）

亞米利加合邦

（中村正直訳「自由之理」一八七二年 明治四年 訳一八七二年 刊）

合衆諸国

（藤田九二訳「聯邦商律」一八七三年）

右の諸例のうち、合同国、列国一統、合国、合衆国、系維邦国、聯邦(国)、合邦等が、the United States の直訳で、国家の構造や組織への着目から生まれたと思われるのに対して、共和政治州、共和政治の諸州、合衆議定の国および合衆国は、むしろ、アメリカの政治型態、つまり政体、に着目して名づけた名称ではないかと思われる。

二

アメリカの地誌類が多数中国や日本で紹介されたとき、中国や日本の知識人が最も興味をもち関心を示したのは、アメリカには、君主が存在しないということ、君主のかわりに人民の公選によって推挙される首長がおり、その首長は政権を世襲しないということ、その首長が政事を行なうにあたっては人民の代表者から成る公会に諮って事を決するということ等についてであった。

たとえば、「海国図志」に

二十七部酋、分東西二路、而公举一大酋、総撰之、匪惟不世及、且不四載即受代。一變古今官家局、人心翕然。可不謂公平。議事聽訟、選官舉賢、皆自下始。衆可之、衆否否之。衆好好之、衆惡惡之。三占從二、舍獨徇同。在丁預議之人、亦先由公舉。可不謂周乎。

とあり、また「亞米利加總記」(広瀬達)に、

育奈士迭国ハ寛政元年ヨリ會議シテ始テ育奈士迭国ヲ立テ戈攬
弥阿ノ洼申頓府ヲ以テ總府トナス國王ナキニ因リテ遂ニ勃列西領
一人ヲ設ケ國中ノ兵刑賦稅及ヒ官吏ノ黜陟ヲ總理ス……勃列西領
ノ職ハ四年ヲ一任トナシ任滿テ更代ス若シ勤役中ニ政事ヨク行届
キ國中ノ人民悅ヒ慕ヘハ再ヒ留リ復タ一任相勤ムル者アリ總シテ
子孫ニ禪リ伝ヘ或ハ終身相勤ムル事ハ決シテナシ賢人ヲ公舉スル
例ハ先ツ各部人民ノ公舉ニ由リ用ルヲ依力多(注七)ト云フ各部官
府ノ評定ヲ歴テ交額里士ノ衙門ニ送リ人数ヲ改メ定ム西業ノ西那
多、里勃里先ノ特底甫ト同ジ(注八)各々自ラ一人ヲ薦メ舉クソノ
挙ケント欲スル人ノ姓名ヲ記シ封シテ公職に貯ヘ置キ衆人尽ク会
スルヲ待テ発キ閱ル薦舉セラルル事最モ多キ者ヲ以テ選ヒニ当ル
トス若シ官舉有テ民舉ナク又民舉有テ官舉ナク互ニ本議ヲ執リ争
論ニ及ヘハ里勃里先ノ特底甫ニ由リ衆舉クル所ノ中ニ於テ推舉最
モ多キモノ三人ヲ択ヒ各依力多ニ由リ三人ノ中ニ就テ一人ヲ択ヒ
勃列西領ノ任ニ居ラシム

とあるのは、いずれも民主的代議制度への着目であり、非君主制

への驚きの念の表明であった。しかも、君主がないということも、同時に、主権が民にあるということでもあり、庶民によって政が行なわれるということでもあった。ブリッジマンの「聯邦志略」も、特にそのことを強調して、つぎのように述べている。

夫宇宙之内之國政、大要不_レ同者有三。一曰權由_レ上出、惟君是專、如中華安南土耳其等國_二是也。一曰君民同_レ權、相商而治、如英法等国_二是也。一曰君非_二世及_一、惟民所選、權在_二庶民_一、君供_二其職_一、如我聯邦國_二是也。夫我聯邦之政法皆民立、權不_二上操_一、其法之已立者、則著為_二定例_一、上下同遵。未_レ立者、則雖_二事關_一國計、君_レ人者亦不_レ得_二妄斷_一焉。蓋其庶務以_レ衆議_二為_レ公、凡政以_レ無_レ私_レ為_レ貴、故立法于_レ民、義有_レ取也。

(箕作阮甫訓点本 元治元年 一八六四年 による)

と述べている。東洋人の或るひとたちは、これこそ先王之道を現世に実現するものとさえ考えたのである。時代は、かなり下っているが、加藤弘之の「隣艸」(文久二年)に、

凡そ世界甚広く國を立ること無算なりと雖ども、其政体を論ずれば君主政治譯名モナキヤ官宰政治譯名レプユの二政権に外る者なし……官宰政治と云ふは一国万民の上に君なくして官宰諸員相謀議して其政治を為すを云ふなり……官宰政治の政体は豪族專權譯名カラチセと万民同權譯名レプブリヤの二つとなるなり。

とあり、また

万民同權の政体と云ふは即ち北亞墨利加の花旗國、歐羅巴にては瑞士國其外日耳曼國の内にて仏蘭西、不來梅、律北克、阜堡等其外二三國の政体是れなり。此政体の國にては、固より人君を立ず、又貴賤尊卑の別をなまず、万民皆權を同ふするを本意とす。故に万民の中にて有徳にして才識万人に勝れ、人望尤も多き者一人を推し、年期を以て大統領譯名プレジデントとなし、以て牧民の責に任じ、又上下分權の政体の如く公会の二房を設けて毎年一二度此公會を會聚せしめて國事を議せしめ、以て専ら寛仁の政治を為すを本意とす。

と述べ「上下分權と万民同權の二政体は実に公明正大にして尤も天意に協ひ輿情に合する者と云ふべし」と論じている。

いづれにしろ、アメリカの政体の特質を、右のようなものとして捉えたときつくられた称呼が、

共和政治國、共和政治州、共和政治ノ諸州、會治國、合衆議定ノ國、合衆國、合衆諸國

等であつたと思われる。右のうち「會治國」というのは、読んで字の如く、議會制民主主義の國を意味する日本製の熟語らしく、著所調所系統の學者に多く使われていた。

他方、共和政治ということばについては、その成立の由来に関して、穂積陳重博士の「法窓夜話」につきのような説明がある。

大槻文彦君の談によれば、共和政治と云ふ語は、大槻鷲溪先生が

初めて作られた訳語であると云ふことである。

筆作阮甫先生の養嗣子省吾氏は、弱冠の頃、已に蘭語学に精通して居ったが、就中地理学を好んで、諸国を歴遊し、山河を跋渉して楽しみとして居った。

其後和蘭の地理書を根拠として地理学上の著述を為し、「坤輿図識」と題して之を出版した。氏が、此書を起稿して居った際、「オランダ」語の「レプユブリーク」(Republiek)と云ふ字に出会い、其字義を辞書で求めた所、君主の無い政体を「レプユブリーク」と称するとあった。然し国に君主が無い政治と云ふことは、当時の我国人に取っては殆んど了解の出来ない事であつたので、之に対して如何なる訳語を用ふべきであるかと思案の余り、氏は当時の老儒大榎磐溪先生を訪ねて其適當なる訳語を問うた。磐溪先生対へて云はれるには、国として君主の無いのは変体ではあるが、支那にも其例が無い事もないのである。かの周の時代に厲王が無道の政を行つて、國民の怨を買ひ、遂に出奔した時、周召の二宰相が共に協力して、十四年の間國王無し政治をした事が、「十八史略」にも

於_レ是國人相与畔。王出_二奔彘_一。二相周召共理_三国事_一。曰_レ共和_一者十四年。

と見えて居るから、國王の無い政体は、共和政治と云ふが宜しいであらうと云はれた。省吾氏は其教に従うて「レプユブリーク」に共和政治と云ふ訳語を用ひられ、之が今に至る迄襲用される事になったのである。

しかし、英語の Republic 蘭語の Republiek に、共和政治とか

共和国という訳語が与えられつつあつたころ、別の訳語も存してゐた。たとえば、

REPUBLIC 公共之政治 举衆政治之國

(Mehurst: An English and Chinese Dictionary, Shanghai, 1847-1848 < call. No. 62-65 >)

Geneenebest, republiek 寄合持ノ國

(桂川甫周「和蘭字彙」一八五二年—一八五五年—一八五八年 国立国会図書館蔵八請 蘭書一〇三)

Republic 衆政之邦 衆政之國 公共之政

(Lobscheid: An English and Chinese Dictionary, Hongkong, 1866-1868 < call. No. 49. 5-1-1797e >)

Republic, n. 衆政之國 衆政之邦 公共之政 キョウクワセイジ

ノクニ

(中村敏字校「英華和訳字典」明治十二年—一八七九年)

Republic 衆政之邦 衆政之國 公共之政 合衆政治之國 民主之

國

(井上哲次郎増補「ロブシヤイド英華字典」明治十六年—一八八三年、八請、六九—六八)

ところで、ここにきわめて注目を要するのは、「哲学字彙」の編

者であり、學術用語の創造と確定に尋常ならざる熱意をもっていた井上哲次郎が Republic に対し、合衆政治之國という訳語を与えていることと、すでに、引用しておいたように、蘭語の republiek に對して合衆議定の國または合衆議定という訳語を与え、多分その簡約体と思われる合衆國ということばを与えている著作物の存するところである。それは Prinsen, Pieter Johannes: Geographische Oefeningen, Amsterdam, 1817 を訳した(注七)杉田玄端「地学正宗」七巻七冊(嘉永元年、嘉永四年、嘉永七年、一八四八年、自序、一八五一年、天真樓藏板、靜嘉堂文庫蔵八請、二八四一八一八一八九七二一V)である。今、その部分を引用しみると、つぎのとおりである。

第四章ニ於テ已ニ説示セルガ如ク。地球全面ノ大陸ハ。コレヲ五大洲ニ分カツ。即歐邏巴・亞細亞・亞仏利加・亞墨利加・豪斯答拉里是ナリ。

右ノ五大洲ニ於テ。更ニ幾多ノ細別ヲナシ。コレニ諸般ノ名ヲ命ス。

其区別セル各地ニ於テ。人民互ニ相聚結シ。同一ノ法制ヲ守ル。

コレヲ邦制ト名ヅク。其邦制ヲシテ傾廃セシメザル為ノ方策ハ。

是政治ノ掌^{スベキ}ナル所ニシテ。其コレヲ為^スフ術コレヲ治風^{トシテ}(注十)ト云フ。

治風コレヲ分ケテ三般トナス。即立君定律^(注十二)立君特裁^(注十三)合衆議定^(注十四)是ナリ。……

合衆議定ノ國ニ於テハ。或ハ某^レノ族ニテ。年庚幾許ナル人ヲ定メテ。政律ヲ議セシメ。或ハ全國ノ内。誰何ヲ択バズ。唯幾件ノ才能アル人ヲ定メテ会主トナス。甲ヲ「アリストカラチセ政法ト名ツケ。乙ヲ「デモカラチセ政法ト名ツク。

按ニ合衆議定ノ國其会主ヲ稱シテ伯理璽天徳ト云フ。

(卷一、第九章邦制学地誌名目略解)

本書では、別に、太爾瑪齊亞^{タートルマツチヤ}に属する合衆國「ラッキュサ」、合衆國赫爾勿斐亞^{ヘルフツヤ}等についても記述しているが、米國に關しては、「卷七合衆國」の條に、

此國北ハ新思可齊亞^{ヌウシカチヤ}及び加拿太^{カナダ}ニ域ヲ接シ。西ハ「ロ井シアナ」ニ隣リ。南ハ勿羅洛多^{ワロロダ}ニ界シ。東ハ亞太臘海^{アタラマ}ニ至ル。

と述べている。

なお、同じプリンセンの地理書をほん訳した渡辺華山自筆の「新釈輿地図説」八請、貴七一三一Vが、国立国会図書館の旧幕引継書のなかにあるが、これには、

地球の全面を分て五部となす即歐邏波亞細亞弗利加亞墨利加亞烏斯答刺利なり右五世界又各數國に分ち毎國其人民あり各自の政令を建てて是を治む是を「スタート」國政と云「スタート」を裁判指揮する是を「レーゲリング」治と云「レーゲリング」を施すの法是を「レーゲリングス・ホルム」治体と云「レーゲリングクスホルム」治体三種あり「ランベパールデ・モナルカール」他國の命を受けず獨立「ベパールテ・モナルカール」他國の命を「レピュブリケインス」又「ゲメーネベストゲシンド」國の家條相議是なり……「レピュブリーキ」又「ゲメネ・ベスト」(注十三)は二種あり其一は国中年長の人を建て会主となし以て命を受ける所とす是を「アリスト・カラチス」と名く其一は材智兼徳の人を撰て会主と

す是を「デモクラチス」と名く

とあり、合衆議定の訳語は与えられていない。なお、本書の訳語が不精確であることについては、すでに阿部真琴氏の指摘されているところである（「江戸時代の地理学」雄山閣、新講大日本史第十九巻、日本科学史へ請、二一〇・一—Y九九九SⅡ）

ところで、共和国という発想と合衆国という発想とは、そのあいだに微妙なニュアンスの喰い違いがあることは否めない。同じ、republikを意味するにしても、合衆の方は、主権在民とかデモクラシーの感じが強い。事実、デモクラシーに対する訳語を調べてみても、合衆とか、それに近いことばが与えられている。

DEMOCRACY 衆人的国統 衆人的治理

(Medhurst: An English and Chinese Dictionary, Shanghai, 1847—1848)

démocratie 合衆政府

démocratique 合衆政治

(村上英俊「仏語明要」元治元年 一八六四年 国立国会図書館蔵八貴重書室未整理本)

Democracy, Government by the people

民政 衆人管轄 百姓弄權

(Lobscheid: An English and Chinese Dictionary, Hongkong, 1866—1868)

Democracy, n. Government by the people.

民政 衆人管轄 百姓弄權 シンセー

(中村敬字校「英華和訳字典」明治十二年 一八七九年)

Democracy, n. Government by the people.

民政 衆人管轄 百姓弄權 推民自主之國政

(井上哲次郎増補「ロフシャイド英華字典」明治十六年 一八八三年)

などの例が、それをよく示している。

ところが、ひるがえって Republic(英)の語源を探ってみると、これは「ラテン語の res と publicus の結合した respublica で res は物、物件、事件、財産を意味し、publicus は形容詞の public を意味し、両者で、「共同の目的利益で結ばれた団体・世界・事業」を意味し、Commonwealth と同義語にならう。 (Oxford's New English Dictionary on Historical Principles, 1910) がかゝる立場から見ると、中国の辞源が、合衆の語を釈して

今謂集合衆人共同以營事業曰合衆

と述べているのは、きわめて適切である。

三

では、つぎに、合衆国という語は、当時どう訓んでいたのであるうか。やや瓊末主義に墮する嫌いはあるが、必ずしも、今日のようにガッシュェウクと訓んでいなかったという反証があるので、この

際一応注意を喚起しておきたい。というのは、中村敬字校閲「英華和訳字典」(明治十二年)をみると、

United States 合国 合衆国 アメリカノ ガフシウ ヨク
U. S. A. United States of America 花旗合国 アメリカ ガフシ
ウヨク

と出ている。これで見ると、少なくとも明治十二年においては、ゴウシユウヨクという訓み方が存していたことは確かで、その他の訓み方——すなわち今日のいわゆるガッシウヨクという訓み方——があったかどうかはあきらかでない。

そこで、平文先生編訳「和英語林集成」(Heburn, James Curtis: Japanese and English Dictionary)の各版次によってこれを見るに、まず、初版(慶応三年)ハ請、八三三—C H 五二—j ヲよび第二版(明治五年)ハ請、八三三—C H 五二 W ヲよび、America: United States のいづれから検索してみても、また日本語の GASSHU; GOSHU のいづれから検索してみても、これら英・和のことは自身が、見出語にすらなく、探索する術がない。しかし、明治十九年(一八八六年)版ハ請、八三三—C H 五二—j (s) ヲよび、と、はじめ、

GASSHU ガッシウ 合衆 United; Confederate—*koku*, United States.

と出ている。だから、この時期には、もはや今日と同様の訓み方

になつていたと推定できる。大方の教示を待ちたい。

四

以上により、わたくしは、合衆国は the United States の直訳ではなく、むしろ、主権在民、合衆議定、したがって世襲的君主のいない民主国家または共和国を意味することばであろうと推論するものであるが、なお、若干の疑問が存しないわけではない。

その第一は、合衆国とは「衆国」を「合」した国であつて、「合衆」制度の「国」ではないのかという疑問である。

衆という文字は、本来、人間の多いことを意味し、多人、庶民、群臣の意であることは辞書の示すところであるが、それはやがて、衆物、万事などをも意味し、諸と通じて用いられる。可成り後世のものではあるが、恵頓著、丁韓良訳「万国公法蠡管」(高谷竜洲註解本 明治九年)ハ請、五一—七〇 V)にも(注十四)

夫レ一国与ニ衆国ニ往来。皆黙認諸国之通例也。

とあり、また、

自主之國。会盟永合者有レニ。或ハ衆邦相盟テ而為スニ衆盟之邦。或ハ諸邦合盟テ。而為スニ合成之國也。

などの用例がみられるが、この、場合の衆邦、衆国は、まさに諸邦、諸国と、解すべきである。しかし、いかなる場合においても、「衆」をつねに「諸」と解することには無理があるようである。と

いうのは、前にも引用したが、藤田九二訳「聯邦商律」(明治六年)

にみえる「合衆諸国」という用例は、「合衆」政体を採っている「諸国」と解してのみその意味が通るが、衆を「諸」と解すれば、もろもろの「諸国」を「合」するということになり、全く意味が分らなくなる。この場合は、むしろ、箕作省吾のいわゆる「共和政治ノ諸州」に対比して「合衆の諸国」と解せざるをえない。

そのように理解すれば、箕作省吾の「北米利幹共和政治ノ諸州」ということばのごときも、独立戦争初期に使われた the Republic or Federal Union of North America の直訳に最も近い訳語であるようにも思われる。

疑問の第二は、合衆は連合同義語ではないかという点である。

これも、後の資料であるが、村田文夫(板)「西洋聞見録」(明治三年)

英国分テ四国トス、南ヲ英蘭ト云ヒ、北ヲ蘇格蘭ト云ヒ、西ヲ威爾士ト云フ、以上三国ヲ合称シテ大貌利太尼亞或ハ不列顛ト云フ。別ニ西方ノ一島ヲ阿爾蘭ト云フ、此四国ヲ総称シテ貌利太尼亞諸島又合衆王国ト云フ。

とあり、同時にまた、

英国ノ邦制タルヤ、帝国ナラズ王国ナラズ、又酋長ヲ推立シテ君主トスルモノニ非ズシテ、此ノ三邦制ヲ合併シテ別ニ一種ノ邦制ヲ立テ自ラ合衆王国ト称シ、万政王ヨリ出ズトスト雖モ枢杓所見ヲ以テスレバ、最モ共和民政ニ近シ

と述べ「合衆王国」(United Kingdom)と判注を付している。この点に着目すれば、合衆というのは united を訳したもので、今日の訳語の連合王国の連合にあたるように思われる。事実、著者自身もそう理解していたと推察できる。だが、一方からみれば、「アメリカ合衆国」ということばの本来の意味であるアメリカ共和国という意味が、すでに当時忘れ去られてしまつて、アメリカ連邦国と混同されていたために生まれた誤解と解することもできる。

そうみてくれば、さらに時代の下る鄭昌棧「列国歳計政要」(光緒七年)へ請、特二一六一八Vに、アメリカはもとより、日耳曼、瑞士等の連邦制国家を、すべて「合衆国」と呼び、あるいは「合衆民主国」などと呼んでいるのも、その混同にもつくものであるといえそうである。われわれが、今日、合衆国を合州国と同義語に解しそれを the United States の直訳語であると信じこんでいるのと同様の誤りを犯したものとすべきかもしれない。

だが、問題は、なぜそのような誤解が生まれたかということである。民主主義の原理である人民主権 (popular sovereignty) ということをつきつめてゆくと、社会の最終的な基盤は自治的なコミュニティであり、そこでは重要なことがらはすべて「合衆議定」されるべきものである。これらの自治体が、さらに大きい単位に組織される場合には、当然、合衆議定を建前とする小邦となり、中央政府は当然のことながら、そうした小邦の連合体たる連邦政府たらざるをえない。そう考えてくると、合衆議定の国は、つねに連邦国家であり、合省国である。だから、合衆というのは、君主なくして衆庶がみずから政治を行なうことであり、それは必然的に議会制度をもつ自治国であり、選挙によって選ばれる会主——大統領によって

統治される共和制国家ということになる。合衆、ということばが直ちに連合を意味するのではなく、合衆政体の国なるが故に、必然的に連邦制国家となるのである。

ここにわたくしは、合衆国ということばは、世間でいわれているような the United States の直訳語ではなく、むしろ民主政体、共和政体の国を意味することばであると解するものである。だからそれはつねに合衆国とは書かれるが合州国とは、書かれないのである。

注一 国立国会図書館には百巻本二種が所蔵されている。一は道光二十九年の重訂本「海国図志」^{百巻}三十二冊、二九〇—G三—kVであり、他は光緒二十四年版「増広海国図志」^{百巻}十六冊、二九〇・四—G三—kVである。

注二 伊東多三郎「禁書の研究(上)」(歴史地理、六八巻、四号)八請、雑一九—二二V)

注三 海国図志の和刻本・国訳本については、「鎖国時代日本人の海外知識」(開国百年記念文化事業会編)に、鮎沢信太郎氏の詳細な解説があるが、その主なものを挙げるとつぎのようなものがある。*印のものは当館職員大西寛氏架蔵本。

中山伝右衛門「海国図志墨利加洲部」六冊、嘉永七年、和刻点

*広瀬達「亜米利加総記」一冊、嘉永七年、国訳

広瀬達「統亜米利加総記」二冊、嘉永七年、国訳

広瀬達「亜墨利加総記」後編二冊、嘉永七年、国訳

*正木篤「美理哥国総記和解」一冊、嘉永七年、国訳

*正木篤「墨利加洲沿革総説美理哥国摺記補輯和解」一冊、嘉永七年、国訳

皇國隠士「新国図志通解」四冊、嘉永七年、国訳

皇國隠士「西洋新墨誌」四冊、嘉永七年、国訳

林強「北米利堅合衆国考」^{春雨樓叢書}卷之八十所収、国訳、写本、国立国会図書館蔵

八請、二二三—三三一—V本書は、海国図志をそのまま国訳したものである。

注四 Mathews, M.M.: A Dictionary of Americanism on Historical Principles, the University of Chicago Press, Chicago, 1951
<call. No. 423—M429d>

注五 同右

注六 蘭語の Vereenigde staten. 意味は United States と同じ。直接には共和政治という意味は出て来ない。因みに、アメリカ合衆国のオランダ訳は De Vereenigde staten van America である。

注七 「依力多」は、原語を華音に移したものと思われるが、振りガナがついていないところをみると、理解できなかったものと思われる。前後の文脈から察するとエレクトター (elector) ではないかと思われる。

注八 「西業」は、セネート (Senate) 西那多はセネター (Senator) 「里勃里先ノ特底甫」はレプレゼンタティブ (Representative) である。

注九 石山洋「蘭学におけるオランダ地理学」(地理学史研究、第二集、昭和三十七年二月)参照。

注十 蘭語の regeringsovm. 政治形態または政体。

注十一 bepaalde monarchaal 限定された君主制すなわち立憲君主制の一種。

注十二 onbepaalde monarchaal 限定されない君主制すなわち絶対君主制または専制君主制。

注十三 geme (e) nebest 桂川、甫周の「和蘭字彙」では、republiek

とともに、「寄合持ノ国」と訳してあるが、英語の commonwealth にあたる語。

注十四 原本「万国公法」は、同治三年（一八六四年）刊。八請、特二一
一六一八V

（追・記）

本稿を脱稿したのち、王錫祺清末、河北省南宮縣の人の「小方壺齋輿地叢鈔」八請、二九〇・八一S y 九五六一〇Vをみていたら、李提摩太（大英浸礼会所属プロテスタント宣教師 Timothy Richard, 1845—1919）の「三十一国志要」美利堅の部分に、つぎの一文を発見した。

西曆一千七百七十六年。当我乾隆四十一年。北美洲十余省之民同时起事。且伝檄四方謂。吾儕立意自成一国。不甘受人箝制。応名我新中国為合衆国。言合衆人之力成此国也。一切政事皆由民主。

（西曆一七七六年我乾隆四十四一年に当る北美洲十余省の民、時を同じうして事を起す。且つ檄を四方に伝えて謂う。吾儕、意を立てみずから一国を成し、人の箝制を甘受せず。応に我が新中国に名づけて合衆国と為さんとす。衆人の力を合して、此の国を成すを言うなり。一切の政事みな民主に由る。）

本書の刊年は明白でないが、著者が、広学会の主幹となり、中国への西洋思想の移入に力を入れたはじめた一九九一年以降のものであると推測される。

合衆国が共和国を意味するという結論は、もはや動かさないように思う。

本稿の執筆にあたって、文献探索上、当館の岡本正氏大西寛氏等から多くの教示をえたことを感謝したい。

（さいとう・つよし 国立国会図書館副館長）